

## 感染拡大防止と社会経済活動の両立に向け 引き続き、感染対策の徹底をお願いします

- 新型コロナウイルス感染症対策として、引き続き、場面に応じたマスクの着用と、こまめな手洗い・手指消毒の徹底、十分な換気、人と人の距離の確保（できるだけ2m以上）を行いましょう。特に、混雑する場所など、感染リスクの高い場所では十分注意してください。
- これまでの2年間、年末年始の後に新型コロナが流行しています。接種券が届いたら、ワクチン接種を受け、新型コロナの流行に備えましょう。
- ※オミクロン株に対応したワクチンは、初回接種（1・2回目接種）を完了した12歳以上のすべての人が対象で、一人一回接種できます（10月21日より、接種間隔が「3か月以上」に短縮されました）。
- 有症状者（症状が軽い人）、濃厚接触者、感染不安のある人は、下記の通り検査を受けることができます。

対象	検査申し込み先
<ul style="list-style-type: none"> <li>・有症状者（症状が軽い人）</li> <li>・濃厚接触者</li> </ul>	桑折町役場 WEB（平日 9:00～12:00）▶ ※1日当たりの検査キット配布数は30セットです。 ※11月30日迄まで期間延長 閩健康福祉課 健康増進係 ☎582-1133
	県新型コロナ検査キット配布センター ☎0120-941-546（毎日 9:00～19:00） WEB（24時間受付）▶
<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染不安を感じる無症状の福島県民</li> </ul>	県内207か所の各事業者（薬局など） ※11月30日迄まで期間延長 閩無料検査事業者一覧▶

閩町新型コロナウイルス感染症対策本部（健康福祉課 健康増進係 ☎582-1133）

## 大好評！プレミアム率50% こおりプレミアム商品券（第3弾）

追加販売

8月1日に開始した「こおりプレミアム商品券（第3弾）」を追加販売します。詳細は、配布されたチラシまたは町ホームページ（右記QRコード）をご確認ください。

■内容 1セット7,500円分の商品券を5,000円で販売（応募多数の場合は、抽選販売）

■応募条件 町在住の人（一人2セットまで）※前回購入された人も対象

### ■スケジュール

○応募締切 11月16日迄まで

※応募先 町商工会

○販売日 12月4日迄

○使用期限 2月28日迄まで

※既に発行されている商品券の使用期限も2月28日迄まで延長します。

閩産業振興課 商工振興係

☎582-2126

詳細はこちら▶

## 旧伊達郡役所クリスマスコンサート参加者募集

旧伊達郡役所クリスマスコンサートの一般参加者（演奏者）を、下記のとおり募集します（町民限定）。詳しくはお問い合わせください。

■日時 12月25日  
13:00～16:00

■場所 旧伊達郡役所

■募集ジャンル 歌、楽器演奏

■申込方法 町ホームページ掲載の申

込書で申請ください。

■申込締切 11月14日 17:00

※応募者多数の場合は抽選

閩教育文化課 生涯学習係

☎582-2403

広報こおり

お知らせ版

令和4年

11月2日

総合政策課発行

☎582-2111（代）

## 予約制

マイナンバーカード  
休日受付

■日時 11月27日  
9:00～12:00

■場所 役場1階  
税務住民課窓口

### ■内容

- ・マイナンバーカード申請受付、交付、暗証番号変更など
- ・マイナポイントの申し込み

★事前に下記まで

電話で予約をお願いします。

※予約がない場合は休日受付を行いませんのでご注意ください。

閩税務住民課

住民国係係

☎582-2114



結婚したいあなたを応援します！

## 「はぴ福なび」出張登録会 & 「世話やき人」相談会

スマートフォンで、結婚相手を紹介する県のマッチングシステム「はぴ福なび」の出張登録会と、結婚に関する相談や相手探し、引き合わせのサポートをする「世話やき人」の相談会を行います。説明を聞くだけでも大歓迎です！この機会に、ぜひお越しください。

対象者	結婚を希望する20歳以上の独身男女
開催日	11月27日(日)
時間	9:30～16:00(受付15:45まで) ※予約優先、当日受付も可
場所	役場 1階 町民ホール
持ち物	写真付きの身分証明書
料金	登録料(2年間有効) 男性10,000円/女性5,000円 ※当日現金払いまたは後日銀行振込 ※町の全額補助制度があります。お支払い後、役場へ申請(領収書必要)。
問い合わせ予約	ふくしま結婚・子育て応援センター ☎544-0070

※「はぴ福なび」キャンペーン期間中につき紹介状用写真を指定写真館で無料撮影できます(詳しくは右記QRコードから)



☎健康福祉課 子育て支援係 ☎582-1133

## PM4ライトオン運動

令和5年2月28日まで、PM4ライトオン運動を実施しています。午後4時を目安に早めのライト点灯をお願いします。対向車や先行車がない状況でのライトの上向き点灯や、歩行者は夜光反射材用品着用などに努めましょう。

☎生活環境課 危機管理係 ☎582-2123

## Jアラート試験放送

地震・津波や武力攻撃などの発生に備え、全国瞬時警報システム(Jアラート※)による情報伝達試験を行います。

■日時 11月16日(日) 11:00ごろ

■試験放送 公共施設の屋外スピーカーから、「これは、Jアラートのテストです。」と放送されます。

※災害などの緊急情報を国が人工衛星などを通じて、瞬時に伝えるシステムです。

☎生活環境課 危機管理係 ☎582-2123

## あんぽ柿の加工生産者 原料柿生産者・流通業者の皆さまへ

福島市、伊達市、桑折町、国見町の2市2町のおんぽ柿は、県あんぽ柿産地振興協会が全量非破壊検査を通じて、安全性を確認した製品(トレー製品および個包装製品)のみ出荷・販売が可能で、それらの製品には、検査済みのシールが貼付されます。

なお、2市2町で加工が可能な原料柿は、2市2町で生産されたものに限りです。他の市町村および県外の原料柿を2市2町へ供給することや、2市2町の原料柿を他の市町村および県外で加工することは控えてください。

☎県農林水産部 園芸課 ☎521-7357

☎町産業振興課 ☎582-2126

みんなで学ぼう！こおり成人講座

## あなたは大丈夫？ フレイル予防講座

「歩くのが遅くなった」「握力が弱くなった」「いつの間にか体重が減った」・・・。もしかしたらフレイルのサインかも！フレイルとは加齢で心身機能が衰えた状態のことです。フレイルから健康な状態に戻すためにはどんなことをすればよいのか、明治安田生命の専任講師と一緒に考えます。

■日時 12月8日(日) 10:00～11:30

■会場 イコーゼ！ 多目的スタジオ

■講師 明治安田生命保険相互会社 専任講師

■申込 11月30日(木)まで、中央公民館(イコーゼ！)

☎582-3129にお電話ください。

## 秋季全国火災予防運動

火災の多発期を迎え、令和4年度秋季全国火災予防運動が11月9日から15日まで実施されます。町内の皆さんの大切な生命、財産を火災から守るため、火の取り扱いには十分注意し、火の用心を心がけましょう。

——— 今年のスローガン ———

お出かけは マスク戸締り 火の用心

## 町内防火パレード

秋季全国火災予防運動に伴い、消防協会伊達支部および町消防団による町内防火パレードが開催されます。消防車が町内を巡回し、防火活動を呼びかけますので、「火の元」の再点検にご協力ください。

☎生活環境課 危機管理係 ☎582-2123

## 家屋などを新築・改築・増築・取り壊した場合は忘れずに届け出を

### ■新築・改築・増築した場合

令和4年中に家屋（物置・車庫などを含む）の新築・改築・増築をした場合は、令和5年度の固定資産税の課税対象になります。家屋が完成した際は、税務住民課まで連絡をお願いします。

### ■取り壊した場合、または、売買や相続などで所有者を変更した場合

令和4年中に、建て替えや老朽化などにより、家屋（物置・車庫などを含む）を取り壊した場合、または、建物の売買や相続などにより所有者を変更した場合

は、印鑑を持参のうえ、早めに税務住民課に届け出をしてください。ただし、法務局へ登記をしている家屋で、令和4年12月末までに法務局での滅失登記や所有権移転登記が完了する場合は、町への届け出は不要です（登記完了が令和5年1月以降になる場合は、届出をお願いします）。

届け出がないと令和5年度以降も固定資産税が課税されますので、忘れずに届け出てください。

☎税務住民課 課税係 ☎ 582-2114

10/15～11/14 動物愛護管理強化月間

## 鳥の高病原性鳥インフルエンザについて

高病原性鳥インフルエンザウイルスは、海外から飛来する渡り鳥により日本国内に持ち込まれると考えられています。感染した野鳥との濃密な接触などの特殊な場合を除いて、人には感染しないと考えられています。日常生活では過度に心配する必要はありませんが、不必要に野鳥に近づかないなど、次の点に注意してください。

### ■野鳥と接する場合

- ①不必要に野鳥に近づかない
- ②死亡した野鳥に素手で触らない
- ③野鳥や野鳥のフンに触れた場合は、石けんを使って手洗い、うがいをする
- ④靴裏や車のタイヤにフンが付着し、他の地域に運んでしまう恐れがあるので、野鳥に近づきすぎない

### ■野鳥の死がい処理

野性の鳥は、エサがとれずに衰弱したり、環境の変化に耐えられずに死んでしまったりする場合もあるため、野鳥が死んでいても、直ちに鳥インフルエンザを疑う必要はありません。鳥インフルエンザのリスクが

低い野鳥は、一般ごみとして処理できます。その際は、素手で触らず、マスクや使い捨ての手袋などを着用し、トンブシや火ばさみを使い、二重にしたビニール袋に入れ、密封してから燃えるごみとして処分してください。

### ■感染の疑いが低い死亡野鳥の例

- ・ハトと同じか、それより小さい鳥（水かきが無い、クチバシがカギ爪状ではない）およびカラスで、5羽未満の死亡
- ・交通事故や衝突などの明らかなケガによるもの（外傷がある）

■異常な野鳥を発見した場合は、下記までご連絡を  
☎生活環境課 環境係 ☎ 582-2123

## 適切なゴミの出し方にご協力ください

### 可燃ゴミの直接搬入について

衛生処理組合へゴミを直接搬入する際に、可燃物専用のゴミピットに燃えないゴミや規格外の木材などが搬入されるケースが散見されます。

焼却炉の故障の原因となりますので、絶対にしないでください。

☎伊達地方衛生処理組合 ☎ 582-2051

### 草は乾燥させてからゴミステーションへ

草刈り後の草は、町の指定袋に入れ、口を開けたまま5日間程度乾燥させると、約2kg軽くなり、持ち運びが楽になります。ゴミの減量化にもつながりますので、ご協力をお願いします。

乾燥させた草は、袋の口を閉めて、燃やせるゴミの日にゴミステーションに出してください。

☎生活環境課 環境係 ☎ 582-2123

## 内部被ばく検査（ホールボディカウンタ）の実施について

11月の内部被ばく検査（ホールボディカウンタ）日をお知らせします。

■実施日 11月17日（木）

■受付時間 10:00～16:00

■検査場所 桑折町保健福祉センター やすらぎ園

■問い合わせ・予約先

健康福祉課 健康増進係 ☎ 582-1133

◎前日までに、電話予約をお願いします。

## 令和5年度 桑折町こども園・放課後児童保育 園児・児童募集

令和5年4月から保育所・幼稚園・預かり保育・放課後児童保育の利用を希望する幼児・児童募集の受け付けを **11月18日 金** から開始します。

### ■桑折町こども園の園児募集概要

施設	幼稚園		保育所
	預かり保育		
対象児	町に住民登録をしている満3歳以上（平成29年4月2日～令和2年4月1日生まれ）で、幼稚園での教育を希望する場合	醸芳幼稚園に通園している満3歳以上のお子さんと、「保育が必要な理由」に該当し、幼稚園の預かり保育を希望する場合	町に住民登録をしている満3歳未満（令和2年4月2日以降生まれで、生後2か月を過ぎる）のお子さんと、「保育が必要な理由」に該当し、保育所での保育を希望する場合
		※保育が必要な理由（家庭において必要な保育を受けることが困難な場合で、保護者および世帯員・同居人全員が次のいずれかに該当） <input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠、出産（産後8週間程度を限度） <input type="checkbox"/> 保護者の疾病、障がい <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 同居または長期入院などを行っている親族の介護・看護 <input type="checkbox"/> 求職活動（起業準備も含む） <input type="checkbox"/> 就学（職業訓練も含む） <input type="checkbox"/> 虐待やDVのおそれがある <input type="checkbox"/> その他、上記に類すると認められる	
保育の必要時間	教育標準時間（約5時間）	保育標準時間（最長11時間）	

### ■申し込み

- ・入所申込書、入園願書、など、申し込みに必要な書類は、**11月11日 金以降、各施設で配布**します。**町ホームページ**（下記QRコード）からもダウンロードできますので、必要書類を作成し、下記へ提出してください。
- ・受付期間は、**11月18日 金～30日 水（土日、祝日を除く）**です。

※受付時間や場所については、下記の施設をご確認ください。

**桑折町こども園【醸芳保育所】**  
☎ 582-3229



提出書類	教育・保育給付認定申請書／保育所入所申込書／保護者および世帯全員の就労証明書（新規入所児のみ提出）
受付時間	8:30～17:00
受付場所	醸芳保育所
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度に醸芳保育所に入所しているお子さんと、令和5年度も引き続き入所する場合も、申し込みの手続きは必要です。</li> <li>・年度途中の入所予定が決まっている場合（育休取得後に職場復帰、新たに就職するなど）は、この時期に申し込みください。</li> </ul>

**桑折町こども園【醸芳幼稚園】**  
☎ 582-3014



提出書類	教育・保育給付認定申請書／幼稚園入園願書
受付時間	8:30～16:30
受付場所	醸芳幼稚園
その他	令和4年度に醸芳幼稚園に在園しているお子さんと、令和5年度も引き続き入園を希望する場合は、入園手続きは不要です。ただし、退園する場合は、必ず幼稚園に「退園届」を提出してください。

**放課後児童（小学生）保育**



対象児童	保護者の就労や家庭の事情などにより、保育が困難である児童
提出書類	放課後児童保育利用申込書／保護者の就労証明書
受付時間	11:00～14:00、16:00～18:00
保育場所 受付場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・醸芳小学校区⇒桑折町児童館 ☎ 582-1500</li> <li>・睦合小学校区⇒むつあい子どもクラブ ☎ 582-5425</li> <li>・半田醸芳小学校区⇒はんだ子どもクラブ ☎ 582-3006</li> <li>・伊達崎小学校区⇒だんざき子どもクラブ ☎ 582-2565</li> </ul> ◎土曜日のみ、児童館で預かり保育と合同保育

**桑折町こども園【醸芳幼稚園預かり保育】**



保育場所	醸芳幼稚園内預かり保育室 ◎土曜日のみ、児童館で放課後児童保育と合同保育
提出書類	預かり保育利用申込書／保護者および世帯全員の就労証明書（新規利用児のみ提出）
受付時間	8:30～16:30
受付場所	醸芳幼稚園
その他	令和4年度に醸芳幼稚園預かり保育を利用しているお子さんと、令和5年度も引き続き預かり保育を利用する場合も、申し込みの手続きは必要です。